

令和7年6月30日

令和7年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

ページ

1	ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について	1
2	かながわ水源地域活性化計画について	4
3	神奈川県過疎地域持続的発展方針の策定について	8
4	県内米軍基地を巡る状況について	11

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

(1) 取組の方向性

ア 最先端医療・最新技術の追求

最先端医療や最新技術をいち早く県民に届けるため、県内のサイエンスパークを中心とした関連企業等の集積、大学と連携したイノベーション人材の育成、新たなイノベーション創出に向けたコーディネート機能の発揮などを通して、その社会実装に取り組む。

イ 未病（M E – B Y O）

未病指標について、高齢者や働く世代などのニーズに応じた利活用を進め、未病の見える化と改善の取組を促進する。さらに、地域の健康課題である生活習慣病や認知症等に着目して、産学公連携プロジェクトの推進や未病ブランド等の商品・サービスの地域展開を図る。

ウ 国際展開

海外機関等とのネットワークを活用し、企業等の国際展開支援に取り組むとともに、世界保健機関（WHO）等と連携し、「エイジフレンドリーシティ（高齢者に優しい地域づくり）」の推進や健康な高齢化に向けたイノベーションの促進に取り組む。

(2) 具体的な取組

ア 県内イノベーション拠点を活用した取組

再生・細胞医療の産業化のため、殿町・羽田地域において、「かながわ再生・細胞医療産業化ネットワーク」のコーディネート役を担う、(一社) RINKとともに、再生・細胞医療の関連機関が相互に連携することを目的として「RINK FESTIVAL」を開催した。また、日本再生医療学会において、再生医療の産業化に関するシンポジウムを開催した。

多くのライフサイエンス企業が集積している湘南地域では、湘南アイパークや横浜国立大学等と共に科学技術を活用しながら、産学公連携の取組を進めるとともに、県の取組内容を県民に分かりやすく伝えるため、

イベント等において最新技術に触れる機会を提供した。

イ ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンド

医療や福祉・介護における社会的課題の解決につながるベンチャー企業を支援するヘルスケア・ニューフロンティア・ファンドについて、当該ファンドの運営者が、投資先企業の活動内容等をレポート(2024年版)として取りまとめた。あわせて、県では、投資先企業の取組を県民に分かりやすくまとめ、県ホームページで情報提供した。

ウ 未病指標の利活用の促進

高齢世代や働く世代における未病指標の活用を一層推進するため、未病指標について、4領域（生活習慣、生活機能、認知機能、メンタルヘルス・ストレス）を個別で測定できる機能を追加した。今後、高齢者の運転免許更新や企業の健康経営活動等、個別のニーズを捉えた利活用を一層推進していく。

エ M E - B Y O B R A N D

優れた未病産業関連の商品・サービスを県が認定することにより、県民の未病改善の取組を推進するとともに、未病産業の魅力を広め、産業化の牽引を図る。令和7年3月に新たに9件を認定した。

<参考>新たに認定したもの

商品・サービス（企業名）	
1	歩行解析計 “iMU One” (iMU株式会社)
2	介護タクシー配車サービス “i-CareGO” (株式会社アイネット)
3	転倒リスク計測装置 “StA ² BLE” (UNTRACKED株式会社)
4	栄養モニタリングサービス “Vivoo(ビブー)” (大塚製薬株式会社)
5	セルフチェック型認知機能測定ツール “CQ test®” (株式会社Splink)
6	運転技能向上トレーニング “BTOC(ビートック)” (株式会社仙台放送)
7	健康増進プログラム “健康チャレンジキャンペーン®”

	(東京海上日動メディカルサービス株式会社)
8	運動代替セルフケアソリューション “e-Nudge (イーナッジ) ” (株式会社ポーラ・オルビスホールディングス)
9	対話支援システム “comuoon(コミューン)” (ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社)

オ メリーランド州との連携強化及び覚書の再締結

知事が、令和7年4月15日に、本県訪問中のメリーランド州ムーア州知事と、ライフサイエンス分野の協力に関する覚書に新たに未病を含む「ヘルスケア分野」での協力を加え、再締結した。また、川崎市殿町地区にて「米国メリーランド州ビジネスセミナー」を開催し、ライフサイエンス・ヘルスケア分野に関する産学公連携強化を図った。

カ WHOと連携した海外展開

未病産業をはじめとしたヘルスケア産業の海外展開を促進させるため、企業コンソーシアムである一般社団法人を設立し、WHOの西太平洋地域事務局（WPRO）と連携した調査・研究等を行う。

＜スケジュール（予定）＞

令和7年6月 今定例会に補正予算案を計上

8月 一般社団法人「(仮称) ME-BYOグローバル戦略センター」を設立

10月 WPROとの協定を締結

調査・研究テーマの検討を開始

(3) KPI（重要業績評価指標）について

	項目	2024年度 実績	2024年度 目標	2027年度 目標(参考※)
1	県の支援を受けて、県内に集積する最先端医療関連のベンチャー企業数（総数）	108社	100社	115社
2	県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の届出件数（累計）	32件	31件	34件
3	未病産業関連商品の事業化件数（累計）	216件	200件	275件
4	健康経営に取り組む企業数（総数）	2,344法人	2,700法人	3,600法人
5	未病指標利用者数（累計）	471,217人	500,000人	1,000,000人

※「新かながわグランドデザイン実施計画」、「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」から抜粋

2 かながわ水源地域活性化計画について

(1) 背景、経緯

本県では、水源地域住民の理解と協力をいただきながら、水源開発を推進し、県民の貴重な水がめである相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の5つのダム湖を誕生させてきた。

宮ヶ瀬ダムの完成により、県民が将来にわたり必要とする水源が確保され、今後は、この水源を良質な状態で、次世代にしっかりと引き継いでいくことが、責務となっている。

そこで、県では、この5つのダム湖を「やまなみ五湖」と名づけ、平成元年度から順次計画を策定し、県と水源地城市町村が協力して水源地域活性化及び理解促進施策を展開している。

<これまでの計画>

計画名	計画期間
やまなみ五湖ネットワーク整備基本計画	平成元～12年度
水源地域交流の里づくり計画	平成13～17年度
改訂水源地域交流の里づくり計画	平成18～22年度
やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画	平成23～27年度
やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画	平成28～令和2年度
かながわ水源地域活性化計画【現行計画】	令和3～7年度

(2) 現行計画の概要

ア 目的

水源地域を取り巻く環境の維持

イ 計画期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

ウ 取組の体系

「水源地域の活性化」及び「水源環境の理解促進」という施策の方向性の下、クロスメディアによる情報発信等の8の取組を展開(別紙参照)。

エ 実施体制

県が本計画を策定し、国、県、水源地城市町村、地元の観光協会等で構成する「水源地域活性化推進協議会」(以下、「推進協」という。)が中心となって事業を実施。

オ 主な取組・成果

- ・ 水源地域の情報を総合的に発信するポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」や、SNSを運営。
- ・ 水源地域の特産品を「やまなみグッズ」として認定し、PR。
- ・ 水源地域における都市地域住民との交流事業への実施支援。
- ・ エリアの「魅力」を生かした新規性のある交流事業への実施支援。
- ・ 都市地域での水源地域特産品の展示販売、水源地域のPR等を内容としたキャンペーンの実施。
- ・ 次世代を担う小中学生等を対象とした水源地域と都市地域の学校間の交流の促進。

カ 目標達成状況

水源地域への交流人口（水源地域への来訪者数）

【目標】

水源地域への交流人口を令和7年に918万人とする

【実績値】

R 3	R 4	R 5	R 6
623万人	742.5万人	764.6万人	8月把握予定

来訪者の満足度

【目標】

水源地域への来訪に対して好意的な回答（「満足」等）をした来訪者が計画期間内の年度ごとに全体の80%以上となる

【実績値】

R 3	R 4	R 5	R 6
96.0%	97.4%	95.4%	94.8%

キ 課題

- ・ やまなみ五湖の認知度が低く、「神奈川の水源地（ダム湖）」であることの発信力が弱い。
- ・ 水源地域における人口減少や高齢化が著しいことから、地域活性化の担い手が減少しており、地域における取組の維持が難しい。
- ・ エリアの活性化を担い、水源地域と都市地域を繋ぐ「核」となる団体が不在または存在しても地域の担い手の確保や育成が課題となっており、コーディネーターの確保が難しい。

(3) 計画の改定

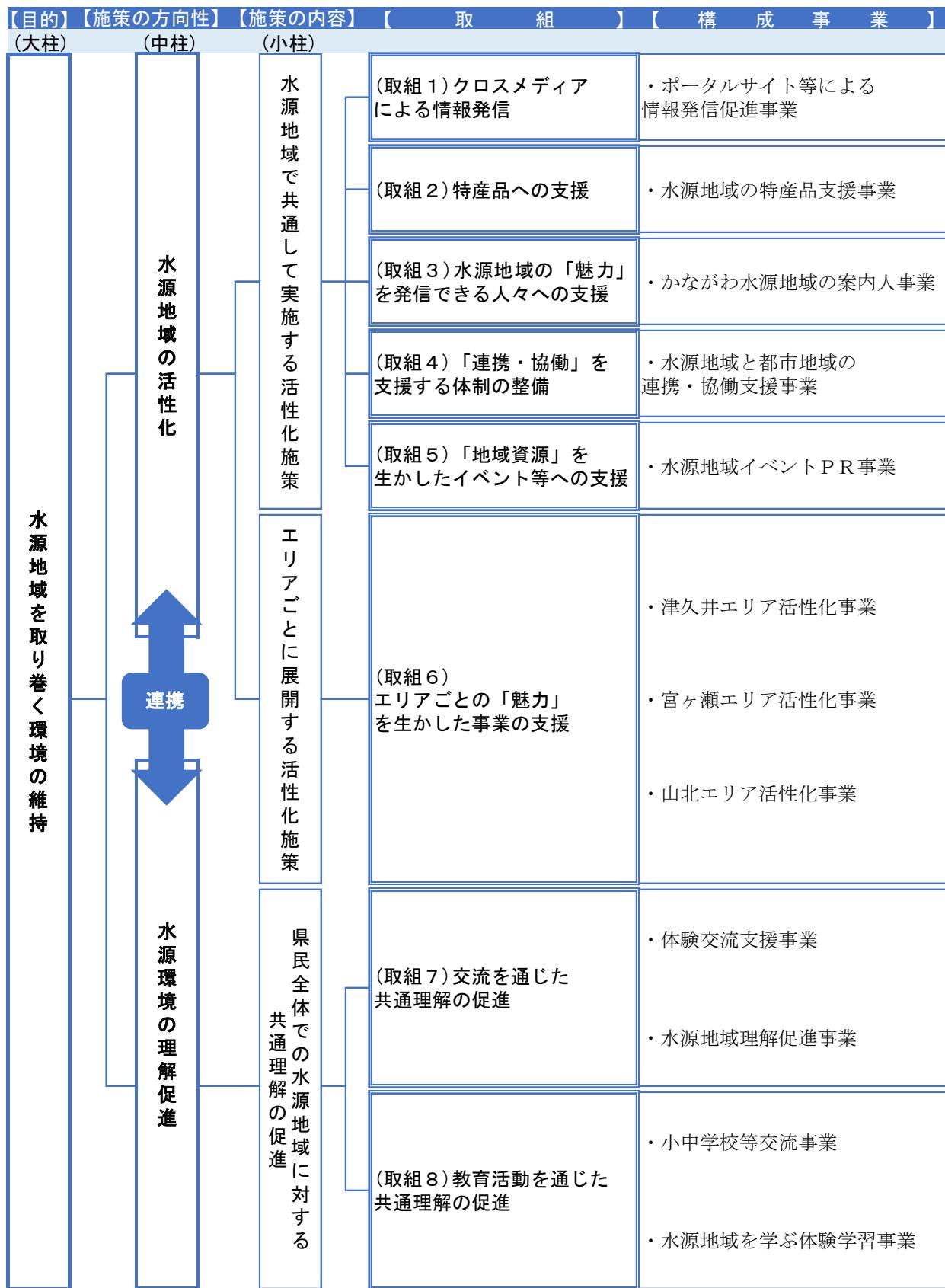
現行計画は令和7年度末で計画期間が満了するが、これまでの4年間で一定の成果をあげているものの、いくつかの課題も見られる。また、水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持することは、社会情勢を問わずその重要性は変わらない。

そこで、推進協構成団体及び学識経験者等の関係者にヒアリングを重ねながら、計画を改定する。

(4) 今後の予定

令和7年12月	第3回県議会定例会へ改定計画素案を報告
12月	県民意見募集(パブリックコメント)
～令和8年1月	
2月	第1回県議会定例会へ改定計画案を報告
3月	計画を改定

現行計画の取組の体系



(水源地域と都市地域、あるいは水源地域同士の交流を通じて各施策を実施)

3 神奈川県過疎地域持続的発展方針の策定について

(1) 趣旨

過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたり議員立法として法律が制定されてきた。令和3年4月1日には、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）が施行された。

本県では、過疎法に基づき、神奈川県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）を定めているが、その対象期間が令和7年度末までとなっているため、策定を行う。

(2) 本県の状況

本県では、平成29年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法の法定要件の追加により、真鶴町が県内の市町村で初めて過疎地域として公示された。

また、令和3年4月1日に過疎法が施行され、平成27年国勢調査結果等に基づき、本県では引き続き真鶴町が過疎地域として公示された。

なお、令和4年4月には令和2年国勢調査結果等に基づき、過疎地域が追加されたが、県内で追加された市町村はなかった。

真鶴町の人口推移を見ると、令和3年の6,707人から、令和7年には6,144人と、依然として減少傾向にあり、引き続き財政的にも厳しい状況となっている。

<真鶴町の状況>

人口要件 下の①～④のいずれかに該当すること			財政力要件	
① S50～H27 (40年間) の 人口減少率 (28%以上)	S50～H27 (40年間) 人口減少率 (23%以上) かつ	② H27 高齢者比率 (35%以上)	④ H2～H27 (25年間) 人口減少率 (21%以上)	H29-R1 (3か年平均) 財政力指數 (0.51以下)
	③ H27 若年者比率 (11%以下)			
26.6%	38.7%	10.5%	23.5%	0.467

(3) 県における方針の策定

ア 策定の必要性

真鶴町が過疎法に基づく施策の支援を受けるためには、過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定める必要がある。

この市町村計画は、県方針に基づき、市町村議会の議決を経て策定することとされており、県は、市町村計画に先立ち、県方針を策定する必要がある。

イ 策定の時期

真鶴町は、真鶴町の市町村計画が令和7年度末に期限を迎えるため、12月に新たに計画を策定する意向があることから、県はそれまでに県方針を策定する必要がある。

(4) 県方針の構成

過疎法に基づき、次のアからシまでの12の事項について定める必要がある。なお、過疎法における、県方針の策定に関する記載（第7条）について、令和3年4月1日の施行時から変更はない。

ア 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ウ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

エ 過疎地域における情報化に関する事項

オ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

カ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

キ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ク 過疎地域における医療の確保に関する事項

ケ 過疎地域における教育の振興に関する事項

コ 過疎地域における集落の整備に関する事項

サ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

シ 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

(5) 今後の予定

令和7年7月下旬	県方針素案を作成
7月下旬	県方針素案について県民意見募集を実施
～8月下旬	
9月中旬	県方針案を作成
9月下旬	第3回県議会定例会に県方針案報告
10月上旬	県方針案について国との協議
11月中旬	国の同意・県方針の策定
12月上旬	市町村計画の町議会議決・国への提出

4 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 米軍人による交通死亡事故

ア 概要

令和7年4月27日、横須賀市内で、米海軍人が運転する車両が、オートバイに衝突し、オートバイを運転していた男性が死亡する交通死亡事故が発生した。

イ 県の対応

4月28日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 昨年9月の死亡事故から短期間で再び交通死亡事故が発生したことをふまえ、規律の厳正な保持
- ・ 交通教育の一層の徹底等による再発防止策の確実な実施
- ・ 必要な被害者救済の実施

(2) 米空母艦載機による着陸訓練

ア 防衛省からの通知

令和7年5月16日、防衛省から、次のとおり硫黄島での着陸訓練実施の通知があった。

- ・ 空母ジョージ・ワシントン艦載機の着陸訓練が硫黄島で実施される。
- ・ 硫黄島での訓練期間 5月19日～5月31日 11:00～翌3:00
- ・ 天候等の事情により硫黄島における所要の訓練を実施できない場合には、5月19日から5月31日までの期間、三沢基地、横田基地、厚木基地及び岩国基地の一部又は全部において訓練が実施される。

イ 県の対応

5月16日に、知事と厚木基地周辺9市長※連名で、防衛省に対し、全ての訓練を硫黄島で実施するよう要請した。

※ 厚木基地周辺9市：大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市、横浜市及び東京都町田市

ウ 訓練の実施状況

通知があった期間内に、全ての訓練が硫黄島で実施された。

(3) 横浜ノース・ドックへのオスプレイの陸揚げ

ア 陸揚げの経緯

令和7年6月6日、横浜ノース・ドックに、米軍オスプレイ1機(CV-22)が6月5日に陸揚げされた旨の報道があり、また、6月6日朝、横浜市から「6月5日夕方、横浜ノース・ドックでオスプレイの駐機を確認した。」との情報提供があった。

イ 県の対応

6月6日午後、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 陸揚げに至った経緯、目的等の速やかな情報提供
- ・ 当該オスプレイの運用にあたっての万全な安全対策
- ・ 仮に、当該オスプレイが飛行する場合、移動等のための必要最小限の運用とし、市街地上空での飛行ができる限り避けること
- ・ 横浜ノース・ドックをオスプレイの陸揚げに使用する場合の事前の情報提供

ウ 陸揚げ後の状況

(ア) 6月6日夕方、防衛省から、6月7日に当該オスプレイが離陸予定である旨の情報提供があった。※

(イ) 6月7日、防衛省から、次のとおり情報提供があった。

- ・ 横浜ノース・ドックに駐機していたと思われる1機のオスプレイが横田飛行場へ飛來したことを確認した。※

※ 6月6日の情報提供では、6月7日12時から13時の間に離陸予定であるとのことであったが、現地視察した県職員と報道等の情報によると、14時42分ごろ横浜ノース・ドックから離陸し、14時53分ごろに横田飛行場に着陸した模様

(4) 英空母の横須賀基地への寄港等に関する国からの情報提供

ア 防衛省からの情報提供

令和7年6月25日、防衛省から、次のとおり情報提供があった。

- ・ 英国は英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」を旗艦とする空母打撃群※を、インド太平洋地域に展開させる。
- ・ 本年8月から9月にかけて英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」、英駆逐艦「ドーントレス」及びノルウェーのフリゲート艦「ロアール・アムンセン」の3隻が日本に寄港する。
- ・ 英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」は横須賀基地及び東京国際クルーズターミナルに寄港する。

※ 英空母打撃群の来航は2回目。前回は令和3年9月に空母「クイーン・エリザベス」が横須賀基地に寄港。

イ 県の対応

6月25日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 引き続きの適時適切な情報提供
- ・ 航行の安全確保
- ・ 乗組員の服務規律の確保